

令和 6 年度	町単測委 第 1 号	業 務 仕 様 書									
業 務 名	公 共 土 木 施 設 測 量 業 務 委 託 (単 価 契 約)										
施 工 地 名	南伊勢町 南勢 地区							調査 令和 年 月 日			
								技師		係	
工 種	業務委託							南伊勢町			
工 費	金	円也	}	工事価格	円	消費税込相当額	円	建設課長 高岡 知一郎 印			
								設計	令和	年	月 日
工 期	令和7年3月31日	長		巾		設計		検算			
工 事 の 大 要						起 工 の 理 由					
測量業務 1式											

公共土木施設測量業務委託(単価契約)

南勢地区

	項目	工種	番号	単位	数量	設計単価	検収単位	摘要	構成比
測量・調査計画	道路・河川図面作成作業	現地踏査(路線測量)	1000	式	1.0		1 式	踏査距離L=0.2km	0.06844049
測量・調査計画	道路・河川図面作成作業	現地測量(S=1/500)	1010	km	0.1		0.1 km	作業量(面積0.001km ²)	0.06354503
測量・調査計画	道路・河川図面作成作業	線形決定(路線測量)	1020	km	0.1		0.1 km	耕地・丘陵地	0.00933498
測量・調査計画	道路・河川図面作成作業	中心線測量(路線測量)	1030	km	0.1		0.1 km	測点間隔20m 単曲線換算曲線数2ヶ所	0.02318146
測量・調査計画	道路・河川図面作成作業	IP設置(路線測量)	1040	km	0.1		0.1 km	単曲線換算曲線数3ヶ所	0.01088521
測量・調査計画	道路・河川図面作成作業	縦断測量(路線測量)	1060	km	0.1		0.1 km	耕地・丘陵地	0.01495036
測量・調査計画	道路・河川図面作成作業	横断測量(路線測量)	1080	km	0.1		0.1 km	測点間隔20m 単曲線換算曲線数2ヶ所	0.05125837
測量・調査計画	道路・河川図面作成作業	法線測量(河川測量)	1050	km	0.1		0.1 km		0.01967784
測量・調査計画	道路・河川図面作成作業	河川定期縦断測量(直接水準・河川測量)	1070	km	0.1		0.1 km	縦1/100 横1/100	0.00701203
測量・調査計画	道路・河川図面作成作業	河川定期横断測量(河川測量)	1090	本	1.0		1 本	縦1/100 横1/100~1000 平均測量幅15m	0.00227591
測量・調査計画	道路・河川図面作成作業	現況実測平面図作成	1100	ヘク	0.1		0.1 ヘク	耕地1/500	0.01064043
測量・調査計画	用地測量作業	復元測量	1110	ヘク	1.0		0.1 ヘク	耕地	0.15771069
測量・調査計画	用地測量作業	境界確認	1110	ヘク	1.0		0.1 ヘク	耕地	0.10899604
測量・調査計画	用地測量作業	境界測量	1111	ヘク	1.0		0.1 ヘク	耕地	0.13529715
測量・調査計画	用地測量作業	用地境界仮杭設置	1110	ヘク	1.0		0.1 ヘク	耕地	0.07453582
測量・調査計画	用地測量作業	用地境界杭設置	1110	本	1.0		0.1 本	耕地	0.00851427
測量・調査計画	用地測量作業	面積計算	1111	ヘク	1.0		0.1 ヘク	耕地	0.12483430
測量・調査計画	用地測量作業	用地平面図作成(S=1/500)	1111	ヘク	1.0		0.1 ヘク		0.04222577
測量・調査計画	共通業務	打合せ等	1120	業務	1.0		1 業務	中間打合せ1回	0.02046975
測量・調査計画	共通業務	4級基準点測量	1140	点	1.0		1 点	伐採あり 耕地	0.01495516
測量・調査計画	共通業務	4級水準点測量	1140	km	1.0		1 km	耕地 道路上	0.02264871
測量・調査計画	共通業務	仮BM設置(路線測量)	1130	km	0.1		0.1 km	耕地・丘陵地 現道上	0.00861025
		計							1.00000000
		消費税							
		合計							

工事価格	
消費税	
工事額	

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

1 契約の解除

南伊勢町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び町長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

- (2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は町長への報告を怠った旨の公表をする。
- (3) 優良工事施工団体表彰の表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、町の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。

